

補助対象機器確認リスト

区分	名称	対象	備考
ソフトウェア	ソフトウェアライセンス	○	ウイルス対策などのセキュリティソフトウェアは補助対象外です。
	インストールに必要なDVD等媒体	○	
	ソフトウェアの説明書、マニュアル類	×	
	学校に合わせたソフトのカスタマイズ費	○	製品として存在しているパッケージソフトに学校独自のカスタマイズを加える場合は補助対象です。学校独自でソフトの初期開発にあたる場合は補助対象外です。
	年間ライセンスのソフト(複数年契約)	△	当該年度分の金額のみ補助対象、翌年度分以降は補助対象外です。(当該年度分のみ按分して算出してください)
	月額ライセンスのソフト(複数月契約)	△	当該年度分の金額のみ補助対象、翌年度分以降は補助対象外です。
	特定のソフトウェアの保守費	△	当該年度分の金額のみ補助対象、翌年度分以降は補助対象外です。(当該年度分のみ按分して算出してください)
	コンピュータ台数を上回るライセンス数の契約	×	
	児童生徒1人1台端末の整備事業で整備した端末で使用するソフトウェア	×	
学習者用デジタル教科書	△	特別教室で利用するための指導者用デジタル教科書については、補助対象です。	
周辺機器	プリンタ	○	
	スキャナー	○	
	書画カメラ	○	※普通教室のみ上限単価あり 60,000(税抜)
	光学ドライブ	○	
	スピーカ等音響設備	○	壁掛金具等の取付部品は補助対象外です。
	消耗品(用紙、トナー、マウスパッド、交換ランプ等)	×	
	什器類(机、イス、サーバラック、充電保管庫等)	×	
	パソコン、タブレット	○	
	記録媒体(CD-ROMやSDカード等)	×	
	電源の延長タップ	×	
	ケーブル類	△	補助対象機器と繋ぐために必要なものに限りです。
	保護カバー、ケース	×	
	セキュリティワイヤー、耐震ゴム等	×	
	視聴覚関連機器	デジタルカメラ、デジタルビデオカメラ	○
プロジェクタ		○	プロジェクタ台や取付金具は補助対象外です。※普通教室のみ上限単価あり 200,000(税抜)
モニタ		○	スタンドや取付金具等は補助対象外です。
デジタルテレビ		○	スタンドや取付金具等は補助対象外です。
電子黒板		○	デジタルテレビまたはモニタに電子黒板機能が付加された一体型のものを指します。スタンドや取付金具等は補助対象外です。※普通教室/特別教室ともに上限単価あり 600,000(税抜)
スクリーン		○	黒板のホワイトボード張替や投影用スクリーンとして活用するためのホワイトボード設置は補助対象外です。
ホワイトボード一体型プロジェクタ		△	この場合はボードの用途を映写としてみなすため可とします。ただしホワイトボードとプロジェクタが一体不可分であることが条件であり、別売可能な場合ボード部は補助対象外になります。
プロジェクタや音響などのコントロールボックス等		○	

区分	名称	対象	備考
ネット 関連 機器	ルーター	△	児童生徒が、学校教育活動の一環として行う家庭における学習活動等において、インターネットを利用するために必要となるインターネット回線への接続機能を有する可搬型通信機器(モバイルWi-Fiルーター、USB型LTEデータ通信機器(USB dongle)、SIMカード)の整備に要する経費(初期設定費を含む)は補助対象です。
	スイッチングハブ	×	
	ファイアウォール	×	
	アクセスポイント	×	
	ケーブル類	×	
附帯 工事	搬入設置工事費	○	ただし本事業対象外のものに対する経費(例えば同時に搬入する什器類の搬入設置工事費用等)は補助対象外です。
	インストール等設定費	○	
	機器と周辺機器との接続費	○	ただし本事業対象外のものに対する経費(例えば既存パソコンと既存プロジェクトの接続費用等)は補助対象外です。
	教室内及び隣接する準備室までの配線工事	×	
	校内LAN及び室内LANの敷設工事	×	
	教室改造工事(床上げ、穴あけ、壁撤去)	×	
	電源工事	×	
	電話工事	×	
	インターネット接続費	×	
	既存機器の撤去費、処理費	×	
	研修費、講習会費	×	
	完成図書作成、マニュアル作成費	×	
その他	新設の学校	×	完成年度(卒業生を出す年度)の翌年度から補助対象となります。
	都道府県や文部科学省の経常費補助の不交付、減額処分を受けている学校法人	×	文部科学省の「私立大学等経常費補助金(私立高等学校等経常費補助)」又は都道府県の経常費補助金において当該年度に減額等の措置を受けたものは、算定した補助金の額にその減額等の割合を乗じた額を、当該算定した補助金の額から減じた額を交付することとします。文部科学省の「私立大学等経常費補助金(私立高等学校等経常費補助)」又は都道府県の経常費補助金において、前年度に不交付又は減額等の措置を受けたものは補助対象外とします。
	他の国庫補助を受けている事業	×	国庫補助を受ける予定の事業も含まれます。
	事前着手事業	×	補助年度の前年度に締結されているもの及び当該年度の年内前に着手しているものを指します。学校法人と事業者との契約締結をもって着手とみなします。
	機器購入を伴わないもの	×	補助対象機器の購入を伴わない作業費用のみの申請等は不可です。
	学校教育に関連しないもの	×	
	生徒会活動や進路指導等、特定の生徒のみが利用する機器	×	
	機器のレンタルやリースに関する経費	×	
	保守費	△	当該年度分の金額のみ対象となります。複数年契約や年度途中からの契約の場合は当該年度分のみ按分して補助対象経費として申請してください。また、対象は当該事業購入分のみになります。
	図書館に設置する機器	△	例えば図書館事務(蔵書管理、貸出・返却手続等)に用いる機器は対象外です。図書館で実施する授業で利用する物は対象です。
消費税	○		

※上記に記載がなく判断に迷う場合は各都道府県の私学担当課に確認ください。